

【 開催日時 】

令和 7 年 8 月 26 日（火） 14:00～16:00

【 開催場所 】

能勢町保健福祉センター1 階 集団指導室

【 出席者 】

委 員：8 名（神出委員、奥井委員、岩崎委員、谷委員、東委員、乾谷委員、桂委員、
中川委員）

事務局：4 名（寺内部長、菊池課長、大澤係長、畑中主任）

傍聴者：なし

【 欠 席 者 】

委 員：1 名（瀬川委員）

【 資 料 】

- ・（資料 1）介護保険事業の実施状況について
- ・（資料 2）令和 6 年度能勢町地域包括支援センター運営実績
及び令和 7 年度運営状況
- ・（資料 3）第 10 期介護保険事業計画策定に関する資料
- ・（参考資料）介護予防・日常生活圏域二一ズ調査解説（設問の意図）
- ・（その他参考資料）能勢町介護保険事業運営委員会 設置要綱
サービス事業所一覧表
- ・（当日配布資料）能勢町介護保険事業運営委員会 委員名簿

【 次 第 】

1. 副委員長の選出について
2. 介護保険事業の実施状況について
3. 令和 6 年度能勢町地域包括支援センター運営実績及び令和 7 年度運営状況について
4. 第 10 期能勢町高齢者保健福祉計画・能勢町介護保険事業計画策定スケジュールについて
5. その他

【 議事概要 】

事務局	それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年度能勢町介護保険事業運営委員会を開催させていただきます。 本日は、公私何かとご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。 まず、会議に入ります前に、本日の資料について確認をお願いします。 ○本日の配布資料について確認 次に、本日予定しております会議について説明させていただきます。 本日の会議につきましては、主に 3 つの案件を予定しておりまして、会議時間は 2 時間程度を予定しております。 次に、ご出席の委員の方々のご紹介となりますが、今回、委員の変更がありましたのでご紹介させていただきます。福祉関係者として、能勢町社会福祉協議会から委員の選出をお願いしておりまして、今年度、副会長の交代に伴いまして、新しく同協議会課長の東委員にご就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	その他の委員の皆様につきましては、誠に恐れ入りますが委員名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。 それでは案件に入りますが、本委員会は過半数の出席をいただいておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。 また、会議は公開し、議事録作成のため、会議内容を録音させていただきますのであらかじめご了承ください。議事録は後日ホームページへ掲載いたしますのであらかじめご承知おきください。 では、会議の開催に当たりまして、神出委員長より開会のご挨拶をいただきます。
委員長	皆さんこんにちは。本日は大変暑い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。第 10 期の介護保険計画の策定に向けての準備ということで、重要な委員会と位置付けておりますので、何とぞ活発な議論をお願いしたいと思います。それでは最後までどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 では、以降の議事は神出委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、委員会を始めさせていただきます。次第に基づき進めてまいります。

 案件１の『副委員長の選出について』、事務局より説明をお願いします

事務局 現在、委員の交代に伴いまして、副委員長が不在となっております。副委員長の選出についてですが、能勢町介護保険事業運営委員会設置要綱第５条第２項では、「委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。」と規定されています。要綱に基づきまして、副委員長を選出いただくこととなりますが、いかがさせていただきますでしょうか。

委員 事務局一任が良いと思います。

委員長 事務局一任とのご意見もありましたが、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局 それでは、事務局としましては、これまで福祉関係者で能勢町社会福祉協議会の代表に副委員長をお願いしているところです。そういった経過から、社会福祉協議会課長の東委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員長 皆様、いかがでしょうか。

 （全員拍手）

委員長 東委員、よろしいでしょうか。

委員 はい。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。それでは、東委員には副委員長席に移動いただきたいと思います。

 （副委員長席へ移動）

委員長 それでは、案件２の「介護保険事業の実施状況について」、事務局より説明を

	お願いします。
事務局	(事務局説明) ○(資料 1) 介護保険事業の実施状況について
委員長	説明ありがとうございました。 それでは、質疑応答に移りたいと思います。ただいまの案件につきまして、ご質問などはございますか。 まず、私からよろしいでしょうか。 先ほどの説明で、要支援の認定者が増えているということでしたが、実際に軽めの認定者が増えているのか、それとも認定が厳しくなっていて以前では要介護の方が要支援になっているということなのか、いかがでしょうか。
事務局	感覚的な状況のお答えにはなりますが、70代～80代の方の人口が増えてきて、初めて認定を受けているケースが増えているように思います。この場合は軽めの認定結果が下りることが多い状況です。また、これまで要介護の方に関しては、状態が改善したかどうか分かりませんが、要支援の結果が下りることはあります。
委員長	身体機能や認知機能の低下により要介護になることは仕方ありませんが、社会的にお一人でどうしてもサポートが受けられない方に関しては、やむなく介護保険を利用せざるを得ないといったケースも増えているのでしょうか。
事務局	一人暮らしの方が支援を受けられないといった相談が多く寄せられています。そこで、即時に介護認定につながるという現状ですが、直ちに介護サービスではなく、あらゆる社会資源の中で利用の選択の幅を広げていくことが今後の課題と感じています。
委員	私は認定調査員もしていますが、やはり認定は厳しくなっていると感じていて、認知症がなければ要支援になってしまうというのが現状です。要支援の方でも自宅でお風呂に入れないという方もいます。そうするとデイサービスではお風呂に入れないので、何とか家族が努力されて家で入っている状況です。デイサービスからの話を聞くと、1回500円の自己負担とかでも良いから認めてほしいとのことでした。ケアマネからもそれを許可してもらえればと思います。福祉用具に関しては要支援の方は自己負担で自立支援ベッドを利用されている例もあるので、入浴に関しても自己負担で良いという許可がほしいという意見もありま

	す。
事務局	今すぐにどうというお答えは難しいですが、状況を把握したうえで検討課題として挙げていきたいと思います。
委員長	認定者を増やさずに、フレキシブルな対応ができればと思います。その他、ご意見いかがでしょうか。
委員	認定分布図等で説明がありましたが、町の場合は要支援の方が大阪府や全国に比べて割合が高いということと、逆に要介護1、2が低く、要介護3、4、5は比較的高い方に推移しているということですが、要介護1、2となっても在宅がほとんどとなってくると思うのですが、その辺りの分析がどうなのかと感じています。 それから10ページの収納状況について、普通徴収の収納率が約90%ですが、普通徴収の件数は何件くらいなのでしょう。 また、看多機について8名登録されているということで、計画とはかい離していますが、まだ日が浅くなじみがないことが原因なのでしょう。看多機に登録される方についての介護度について教えていただけますでしょうか。
事務局	要支援・要介護の分布に関しましては、更新申請をされる方については、介護から要支援になる方が一定数いらっしゃいます。要介護度というものは身体の良し悪しではなく、介護の手間の量から判定するものとなります。要支援の方についてはある程度の介助で生活をされている方ということになります。 それから、普通徴収の件数については、人数としては300名弱いらっしゃいます。何件かという、介護保険料は12期で納めていただきますので、12期分納付するとなると、人数×12期というお答えになりますが、人数としましては300名ほどとなります。 また、看多機の利用対象者につきまして、要介護1～5の方となりまして、比較的医療ケアを要する方になります。現在利用されている方も、要介護2の方や要介護4、5の方が数名いらっしゃいます。
委員長	コンビニ納付が増えたということは、支払われた回数が増えたということでしょうか。
事務局	そのとおりです。

委員	要介護１と要支援２の違いに関しては、審査結果が要介護１と出た場合、認知症がなければ自動的に要支援２になります。要介護１になる場合は、認知機能の低下が見られる場合、あるいは今後６か月間で病状が悪化する場合があります。そのため、物忘れだけでは該当しませんし、病状も特にひどくなるということがなければ要支援２になるように審査会のマニュアルで決められているので、能勢町の方はそういうケースが多いように思います。 例えば、おむつ利用の方で病状が悪くなって紙おむつになり、更に悪くなっておしっこの管を入れるとなれば、病状は悪いが管が入れば夜中におむつ交換することもないので、手間はかからないという結果になります。これはどうしてもシステム上の問題もあるのかなと思います。 それから、看多機に関しては、やはり使い勝手が悪いように思います。昨日も患者の入院について病院と調整いただいたのはケアマネでした。急きよとなった場合の利用ができない。登録している人しか使えないとなるとどうしても使い勝手が悪いと思います。要介護４や５はまだしも要介護１になると入所の必要もないし、その場合はショートステイ利用もありなのかというふうに思いますし、今後見直さないといけないように思います。
事務局	要介護度については委員のおっしゃる状況であると考えています。今後も引き続き要介護認定の状況を注視していきたいと思います。 看多機の状況につきましては、使い勝手の話になるかと思いますが、制度上はこれまで入所前に利用されていた場合は、それまで担当していたケアマネから看多機に所属するケアマネに変更する必要がある、そこで包括的なサービスの利用ということになります。利用開始に際しては、家族にとれば泊まりや訪問、通いもあり、有効なサービスであると考えています。事業所には様々な相談もあると聞きますので、今後もサポートをしつつ方策を検討していきたいと考えています。
委員	ケアマネとしては、看多機は重要と思います。家族がいてもケアができないケースもありますし、その場合は看多機のサービスにつなげるということもあります。ただ、どうしても長期の泊まりとなると土日運営されていないので、使えないということがあります。以前いらっしゃったのが、がん治療の方で、いったん自宅に戻ることになり、在宅ではケアが難しいので看多機を利用されている方もいました。医療にかかる方もいらっしゃるし、今後も需要が増えてくると思いますが、ショートの利用がもっとできればと思います。
委員長	貴重なご意見をありがとうございます。今後もいろいろな運営方法を検討いた

	できればと思います。その他、いかがでしょうか。
委員	看多機を知らない方がやはり多いと思います。様々な団体の研修会において看多機の見学をさせていただいて、徐々に分かっていると思いますが、まだまだ浸透はしていないと思います。町の広報やホームページでも知っていただくような取組をしていただきたいという意見も聞いていますので、よろしくお願いします。また、スタッフが不足しているということに関しては、看多機だけではなく、他の福祉関係でも同様の話を聞いています。社会福祉協議会が事務局となっている障がい者施設連絡会と介護保険事業所連絡会との共催についても考えていますので、町の方もご支援をお願いします。
事務局	看多機のPRは課題と認識しております。2年目の運営で道半ばと捉えていますが、例えば民児協研修会の場をお借りして事業所の説明をさせていただきましたし、9月の町広報にも事業所情報を掲載予定です。引き続き、様々な機会を捉えて、事業所の周知を図っていきたいと考えています。
委員	人員不足の件につきましては、訪問介護でも困っています。国でも時給を上げていますが、パートは103万円の上限がありますので、働く時間が少なくなるだけです。もう少し上限枠を引き上げてもらえれば働く時間も増えますし、今年度に枠が上がるという噂も聞くので、その辺の情報があれば教えていただきたいと思います。
委員長	何か情報があればと思いますが、現段階ではなかなかお答えは難しいかもしれません。ご意見ありがとうございます。 その他になれば案件2につきましては、これで終了させていただきます。 続きまして、案件3の「令和6年度能勢町地域包括支援センター運営実績及び令和7年度運営状況について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	(事務局説明) ○(資料2) 令和6年度能勢町地域包括支援センター運営実績 及び令和7年度運営状況
委員長	ありがとうございました。それではただいまの案件につきまして質疑応答に入りたいと思います。
委員	オレンジカフェの件について、今年度から送迎がなくなったということで、認

	知症の方が対象なので、バスやタクシーなどに乗って来られるのかということを考えると、やはり送迎は何らかの形で必要ではないでしょうか。
事務局	確かに送迎があれば一番よいと思いますが、包括としましては各地区で身近に行けるカフェを増やしていくということに力を入れていきたいと考えています。今後も生活支援体制整備事業の中でボランティアの輪を広げて地域の方が送迎できる形が広がっていけば良いかと思いますが、送迎は今のところ厳しいと思います。
委員長	課題として何か良い知恵を出していただければと思います。オレンジカフェのせやいちょうの会、こもれびについて、内容はそれぞれ違うのでしょうか。
事務局	オレンジカフェのせは、季節に応じたレクリエーションや体操、囲碁を楽しむ方もいたり様々ですが、いちょうの会やこもれびに関しては、個人のお家で喫茶店のような身近に行ける場所として皆さん過ごされています。
委員長	認知症の方や地域の方も来られるのでしょうか。
事務局	いちょうの会については、近所で歩ける距離の方がほとんどで、認知症の方は近所の方と一緒に来られる形です。こもれびでは、認知症の方の配偶者が本人を連れてお話を目的に来られる方もいらっしゃいます。
委員	オレンジカフェでは医療的なお話はされているのでしょうか。最近レケンビといわれる新治療薬もあったり、結構有効であると言われていますが、認知症薬などについての医療情報など地域包括から情報発信ができればと思いますので、参考までによろしくをお願いします。
事務局	これまでには警察が来て詐欺の情報発信などの場を設けていますので、先生からの情報をいただきましたらお伝えしたいと思います。
委員	３ページの上段にいきいき百歳体操のチラシ送付のことが掲載されていますが、私も地区の体操に参加している者として、なかなか新規の参加者が増えない。現在頑張ってらっしゃる方も高齢化が進んでいくという現状で何とか参加者を増やしたい、そういった仕掛けがないかこれまでも質問してきましたが、今回掲載のチラシ送付の件は、具体的にどのような方法で実施されたのでしょうか。

	もう一点、緊急通報装置の件がありますが、こういった装置を利用いただければ非常にありがたいと感じます。20 人程度の利用となっており、費用は有料となっています。月額について無料にすれば利用人数も増えるのではないかと思います。先日テレビでも見ましたが、市町村が装置を設置してくれて定期的に「お変わりございませんか」と声がかかってくる。そうすると機械に触らずに通話ができるというものでした。救急の場合はボタンを押すだけという機械でしたが、能勢町の装置についてはどうでしょうか。
事務局	月に 1 回お元気コールがあり状況を伺うサービスがあり、救急の場合はボタンを押してオペレーターにつながるといった内容になります。
委員	それならば先ほど話したような内容があるわけですね。そうであれば是非利用者を増やしていただきたいと思いますので、無料にしていく方向で考えられたら良いと思っています。
事務局	いきいき百歳体操のチラシにつきましては、65 歳に到達し第 1 号被保険者になられた方に通知を送るのですが、そこに案内のチラシを同封しています。更に案内の機会を増やすよう検討したいと思います。 緊急通報装置につきましては、大阪ガスセキュリティサービスにお願いしています。月に 1 回安否確認としてお元気コールがオペレーターから入ります。設置の条件としては、NTT・eo 光・アナログ回線であれば可能ですが携帯電話のみでは設置はできません。月額費用 1,650 円のうち本人負担は 400 円で、その他は町が負担しています。今のところ金額面で利用されない方はいらっしゃるなくて、携帯のみで利用できないといったことはありました。ペンダント型の機械もあり、固定装置から半径 50m 以内であればボタンを押せばオペレーターにつながります。
委員	なかなか利用者が増えない印象で PR 不足ではないでしょうか。
事務局	今年度は新しくチラシを作成し、町の 8 月広報にも折込をしています。それを見ていただいて問合せも何件かいただいています。今後も利用者を増やすようチラシを配布して説明させていただくなど周知していきたいと思っています。
委員長	ありがとうございました。値段は上がるがセキュリティが充実して利用者が増えたという事例も聞きますし、最近是不審者とかいろいろな事件もありますので、セキュリティの面で専門の会社がやっているようなサービスを検討してみる

のも良いのかなと思いました。

それでは、その他ご意見いかがでしょうか。

委員

まず、4 ページの「はじめよう、つづけよう！いきいき百歳体操」につきまして、これに参加された方は地域の体操に移られるのか、毎回保健福祉センターで行われる体操に来られるのでしょうか。

社会福祉協議会でも 2 か所の体操教室をされていて、なぜその体操教室を選ばれたのかお聞きすると、地区でされているいきいき百歳体操には参加したくない、地域の人と顔を合わしたくないということで、町全体の体操に参加するという声を聞きます。

また、送迎の問題になりますが、地域の方でいくらでも送迎をするという方はいらっしゃると思いますが、送迎中に事故を起こしたとかけがをしたということを考えると家族から止められるという意見も聞きます。車の保険の問題とか良い方法があれば良いのかなと思います。

事務局

保健福祉センターで行っている「はじめよう、つづけよう！いきいき百歳体操」につきまして、地区によっては新興住宅の方が公民館を使えないという事情から、地域の方に参加できないから保健福祉センターに来ましたという方がいらっしゃいます。他には地域でも体操に行って追加で来ているという方も多いです。また、中には初めて参加した方が、これで体操を知って地域のいきいき百歳体操に参加された方もいらっしゃいます。様々な思いで来られている状況です。

委員長

送迎のことに關してはいかがでしょう。

事務局

本人はボランティアとして送迎したいけど、家族が事故でも起こしたらどうするんだと反対しているようなケースは多々聞きます。基本的には自動車を所有している保険を使うことになると思いますが、そこに対して役場が保険をどうするのかは難しいと考えます。社会福祉協議会では運転手を養成するボランティア講座をされていると思いますので、運転手の確保と車両、保険の問題となかなか解決は難しいかと思いますが、少しずつやっていくしかないと思います。

委員長

時間をかけてしっかりとした議論が必要かと思ひますし、若い比較的元気な高齢者の方も多くいらっしゃいますので、やる気のある方の気持ちを何とか施策につなげていただければと思ひます。

それでは、案件 4 の「第 10 期能勢町高齢者保健福祉計画・能勢町介護保険事業計画策定スケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。

事務局

(事務局説明)

○(資料 3) 第 10 期介護保険事業計画策定に関する資料

委員長

ありがとうございました。ただいまの案件につきまして何かご意見などございますか。アンケート調査につきましては、今回は頭出しということで次回に具体案が提案されるということかと思います。

他に特になければ、続きまして、「その他」の案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事務局から今後の予定につきましてご説明させていただきます。先ほどの案件でも触れましたが、次回の会議の開催予定につきましては、年明けの 1 月から 2 月ごろを予定しておりまして、開催に当たっては事前に開催の通知をさせていただきます。また、次年度につきましては、第 10 期の介護保険事業計画の策定年度となりますので、年に 4 回ぐらい開催させていただきたいと考えていますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局の方からは以上です。

委員長

それでは、全ての案件が終了しました。全体で皆様の方からは何かありますでしょうか。

それでは、これをもちまして令和 7 年度第 1 回能勢町介護保険事業運営委員会を閉会させていただきます。長時間のご審議、誠にありがとうございました。

(委員会終了)